

第6表の4〔記載要領等〕

《使用区分》

この表は、公益法人等に対する寄附で公益信託の信託財産とするためのものについて、一般特例を受けようとする場合において、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第2号ロに規定する運営委員会等を設置するときに使用します。

なお、一般特例を受けようとする場合で、寄附財産を受け入れた公益信託の受託者の全てが租税特別措置法第40条第1項第1号に掲げる者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号イに掲げる要件の全てを満たすものに限り、）であるときは、この表に代えて申請書第5表及び第6表の提出が必要ですので、この表（第6表の4）の提出は不要です。

《記載要領》

- 1 この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。
- 2 「(8) 運営委員等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 「他の運営委員等との親族その他特殊関係」欄は、他の運営委員等からみて次に掲げる者に該当する場合に、その関係を「〇〇の長男」、「△△が社長の(株)××の社員」のように具体的に記載してください。「運営委員等の(番号)の弟」のように記載しても差し支えありません。

また、他の運営委員等からみて次に掲げる者に該当しない場合には、「なし」と記載してください。
 - イ 他の運営委員等の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいいます。）
 - ロ 他の運営委員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 他の運営委員等の使用人
 - ニ 他の運営委員等の使用人以外の者で他の運営委員等から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
 - ホ 上記ロからニまでに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者
 - ヘ 次に掲げる法人の役員又は使用人
 - (イ) 他の運営委員等が役員となっている他の法人
 - (ロ) 他の運営委員等及び上記イからホまでに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある法人を判定の基礎とした場合に同族会社に該当する他の法人
 - (2) 「公益信託の目的に関する学識経験又は適正な運営に必要な実務経験の別」欄は、該当する方を記載してください。
- (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

- 1 運営委員等の公益信託に係る報酬の支払基準を確認できる書類
- 2 運営委員等の学識経験又は実務経験の略歴を記載した書類